

1855 日露通好条約

1868 明治維新

1869 日本が蝦夷地を北海道と改称

1872 日本が琉球「処分」開始。
琉球王国滅亡

1875 樺太・千島交換条約。
日本が樺太各地のアイヌ約
100戸 850人に北海道移住を
強制 (→宗谷→対雁)

1884 日本がシュムシュ島在住アイヌ
約 100人にシコタン島移住を
強制

1889 大日本帝国憲法公布

1894 日清戦争

1897 大韓帝国建国

1904 日露戦争

1905 ポーツマス条約

1910 日本が韓国併合

1912 中華民国建国

1914 第一次世界大戦 (~ 1919)

1917 ロシア十月革命、ソヴィエト連邦成立

1918 尼港事件

1929 昭和恐慌

1932 満州国建国

日中戦争 (~ 1945)

1937 第二次世界大戦 (~ 1945)

1939 日ソ中立条約。日本がハワイの米海軍基地
を空爆、太平洋戦争 (~ 1945)

1941 ソ連が対日参戦、満州・南樺太・千島列島が戦場に。
アメリカが沖縄諸島上陸、広島・長崎で核兵器使用。
1945 日本がポツダム宣言受諾

1946 日本が憲法改正。南サハリン州が「日本人送還方針」

1949 中華人民共和国建国

1951 日本国との平和条約

サハリン／樺太島をめぐる 日本・ロシア国境の変化



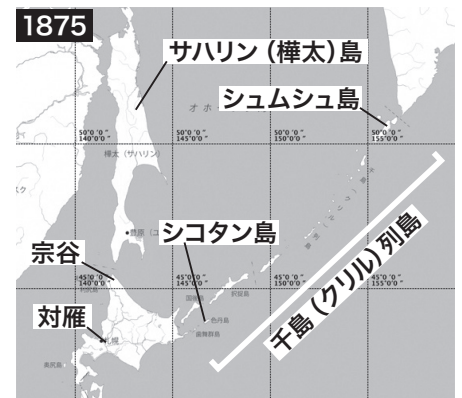
日露通好条約 (下田条約、1855年)

〈日本とロシアの境界はエトロフ島とウルップ島の間にあり、エトロフ島は日本、ウルップ島以北はロシアに属することが確定した。また、サハリン島は「日本国と露西亜国との間におゐて、界を分たす、是迄仕来之通たるへし」との条文が条約第二条に明記された。〉(北海道史研究協議会編『北海道史典』p241)

樺太・千島交換条約

(サンクト・ペテルブルク条約、1875年)

〈政府は旧幕臣榎本武揚を首都サンクト・ペテルブルクへ派遣し、1875(明治8)年5月、樺太・千島交換条約が締結される。このことによって、カラフト島をロシア領とし、千島全島を日本領とすることになった。〉(加藤博文ほか編『いま学ぶアイヌ民族の歴史』p76)



日露講和条約

(ポーツマス条約、1905年)

〈交渉は決裂の危機に陥ったのであるが、双方はあきらめなかった。この結果、最終的に(8月)29日に、ロシアは樺太の北緯50度以南の地を割譲する、日本は賠償金を要求しないという条件で、妥協案はまとまった。〉(横手慎二『日露戦争史』p193)

日本国との平和条約

(サンフランシスコ講和条約、1951年)

〈第二条(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。〉



先住民族の権利に関する国際連合宣言

国連総会第 61 会期 2007 年 9 月 13 日採択 (国連文書 A/RES/61/295 付属文書)

先住民族の権利に関する国際連合宣言 (略称 UNDRIP = アンドリップ) は 2007 年 9 月 13 日 (木曜)、144 カ国の賛成票を得て採択されました。4 カ国 (オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アメリカ合衆国) が反対票を投じ、11 カ国 (アゼルバイジャン、バングラデシュ、ブータン、ブルンジ、コロンビア、ジョージア、ケニア、ナイジェリア、ロシア、サモア、ウクライナ) は棄権しました。

反対票を投じた 4 カ国も数年後にはすべて賛成に転じ、現在ではこの国連宣言を支持しています。この宣言は、先住民族の権利に関して、こんにちにおける最も包括的な国際法律文書です。宣言には、世界中の先住民族の生命・尊厳・幸福や健康を保障するための最低限の国際基準が書かれています。また、人権や基本的自由についての既存の国際基準をもとに、先住民族にそれらを当てはめた文章が記されています。(国際連合のホームページから)

UNDRIP のなかから、国籍・移動・地名・越境などの権利について述べた条文を抜き出しました。



UNDRIP 日本語版の
ダウンロードはこちらから

第 6 条 国籍に対する権利

すべての先住民族である個人は、国籍/民族籍に対する権利を有する。

第 10 条 強制移住の禁止

先住民族は、自らの土地または領域から強制的に移動させられない。関係する先住民族の自由で事前の情報に基づく合意なしに、また正当で公正な補償に関する合意、そして可能な場合は、帰還の選択肢のある合意の後でなければ、いかなる転住も行われ不得い。

第 13 条 歴史、言語、口承伝統など

1 先住民族は、自らの歴史、言語、口承伝統、哲学、表記方法および文学を再活性化し、使用し、発展させ、そして未来の世代に伝達する権利を有し、ならびに独自の共同体名、地名、そして人名を選定しかつ保持する権利を有する。

2 国家は、この権利が保護されることを確保するために、必要な場合には通訳の提供または他の適切な手段によって、政治的、法的、行政的な手続きにおいて、先住民族が理解できかつ理解され得ることを確保するために、効果的措置をとる。

第 19 条 影響する立法・行政措置に対する合意

国家は、先住民族に影響を及ぼし得る立法的または行政的措置を採択し実施する前に、彼/女らの自由で事前の情報に基づく合意を得るため、その代表機関を通じて、当該先住民族と誠実に協議し協力する。

第 30 条 軍事活動の禁止

1 関連する公共の利益によって正当化されるか、もしくは当該先住民族による自由な合意または要請のある場合を除いて、先住民族の土地または領域で軍事活動は行われ不得い。

2 国家は、彼/女らの土地や領域を軍事活動で使用する前に、適切な手続き、特にその代表機関を通じて、当該民族と効果的な協議を行う。

第 36 条 国境を越える権利

1 先住民族、特に国境によって分断されている先住民族は、スピリチュアル (霊的、超自然的)、文化的、政治的、経済的および社会的な目的のための活動を含めて、国境を越えて他の民族だけでなく自民族の構成員との接触、関係および協力を維持しかつ発展させる権利を有する。

2 国家は、先住民族と協議および協力して、この権利の行使を助長し、この権利の実施を確保するための効果的な措置をとる。